

質疑・回答書

告示番号	第78号	件 名	平成27年度猪名川流域下水道原田処理場 3系A-No.4消化タンク設備更新工事
No	質疑事項	回 答	
1	特記仕様書(機械) 目次 第2章 機器仕様として、『§ 8. 脱離液緊急遮断弁』と記載が有りますが、特記仕様書本文に『§ 8. 脱離液緊急遮断弁』の記載が無く、フローシート及び設計書にも記載がございません。 目次上の誤記との認識で宜しいでしょうか。	御質問のとおりです。	
2	特記仕様書(機械)第3章 架台類 § 3 配管/3. 配管仕様及び工事範囲 の項目にて『6 空気管/施工範囲:既設取合(室内)～緊急遮断弁』と記載が有ります。 上記1. 項質疑事項で『脱離液緊急遮断弁』が無いと考えますので、同様に上記空気管も不要と考えて宜しいでしょうか。	御質問のとおりです。	
3	特記仕様書(機械)第2章 機器仕様 § 1 消化タンク攪拌装置/4. 製作条件(9)にて『軸とインペラとは、オーバーホールや補修に際しても、センタードームより搬入・搬出できる構造とすること。』と記載が有りますが、消化タンク内の汚泥排出をせずに攪拌装置の搬出・搬入作業が出来ることでの理解で宜しいでしょうか。	御質問のとおりです。	
4	特記仕様書(機械)第2章 機器仕様 § 1 消化タンク攪拌装置/4. 製作条件(8)にて『…夾雑物の絡み付き対策を考慮した羽根形状とするが、逆転運転させる場合はタンク頂部の荷重を検討し、構造的に問題無いことを確認すること。』と記載が有りますが、し渣絡みつき対策として逆回転運転を実施する攪拌機を採用する場合には、既設消化タンクのトップシャーレ部土木構造計算による構造解析が必要であるとの理解で宜しいでしょうか。	御質問のとおりです。	
5	発注図面番号C-2 No.4消化タンク構造図『A-A 断面図』にて、レベル▽8.150 部にサイドマンホールが記載されておりますが、本MH箇所からの消化タンク内浚渫汚泥の排出が可能と考えて宜しいでしょうか。	サイドマンホールからの排出はできません。 消化タンク内の汚泥浚渫作業は塔頂部からの施工になります。	